

第 123 回丹波市議会定例会

自 令和 4 年 5 月 31 日

至 令和 4 年 6 月 27 日

議案審議資料

(No. 3)

【目次】

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 発議第 1 号 (丹波市議会委員会条例改正) | ・・・ 1 ～ 3 |
| ② 発議第 2 号 (丹波市議会会議規則改正) | ・・・ 4 ～ 6 |

丹波市議会事務局

発議第1号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、委員等が委員会の開会場所に参集することが困難な場合に、オンラインによる方法で委員会を開くことを可能とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) オンラインによる方法で委員会に出席する場合の規定を加える。
- (2) 除斥の対象となる委員長又は委員が同意を得てオンラインによる方法で出席し、発言する場合の規定を加える。
- (3) 説明のため出席を求められた者がオンラインによる方法で出席する場合の規定を加える。
- (4) オンラインによる方法で公述人が出席する場合の規定を加える。
- (5) オンラインによる方法で参考人が出席する場合の規定を加える。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよ</p>	<p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p><u>第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよ</p>

らないように公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 参考人については、前3条の規定を準用する。

発議第2号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案の趣旨

オンラインによる方法で開催する委員会を円滑に運営するために、オンラインによる方法で参加する委員を出席委員に含め、表決への参加を可能とするとともに、委員外委員及び紹介議員においてもオンラインによる参加を可能とする規定を追加する。

併せて、特例としてオンラインによる方法で協議の場を開くことを可能とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) オンラインによる方法で出席した委員の定足数の措置の規定を加える。
- (2) オンラインによる方法で委員外議員が出席する場合の規定を加える。
- (3) オンラインによる方法で紹介議員が出席する場合の規定を加える。
- (4) オンラインによる方法で協議等の場を開催する場合の規定を加える。
- (5) 字句の修正（第125条）を行う。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条—第77条）</p> <p>第9節 公聴会、参考人（第78条—第84条）</p> <p>第10節 会議録（第85条—第88条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第89条—第93条）</p> <p>第2節 審査（第94条—第110条）</p> <p>第3節 秘密会（第111条・第112条）</p> <p>第4節 発言（第113条—第123条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第124条・第125条）</p> <p>第6節 表決（第126条—第136条）</p> <p>第3章 請願（第137条—第143条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第144条—第148条）</p> <p>第5章 規律（第149条—第157条）</p> <p>第6章 懲罰（第158条—第163条）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（<u>第164条</u>）</p> <p>第8章 議員の派遣（第165条）</p> <p>第9章 補則（第166条）</p> <p>附則</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条—第77条）</p> <p>第9節 公聴会、参考人（第78条—第84条）</p> <p>第10節 会議録（第85条—第88条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第89条—<u>第93条の2</u>）</p> <p>第2節 審査（第94条—第110条）</p> <p>第3節 秘密会（第111条・第112条）</p> <p>第4節 発言（第113条—第123条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第124条・第125条）</p> <p>第6節 表決（第126条—第136条）</p> <p>第3章 請願（第137条—第143条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第144条—第148条）</p> <p>第5章 規律（第149条—第157条）</p> <p>第6章 懲罰（第158条—第163条）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（<u>第164条・第164条の2</u>）</p> <p>第8章 議員の派遣（第165条）</p> <p>第9章 補則（第166条）</p> <p>附則</p> <p>（出席委員に関する措置）</p> <p><u>第93条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインに</u></p>

